

「平成27年度第2回習志野市都市計画審議会」会議録

1. 会議名

平成27年度第2回習志野市都市計画審議会

2. 開催日時

平成27年11月12日(木)14:00～16:00

3. 開催場所

仮庁舎 4階委員会室

4. 出席者氏名

委員 朝倉委員、芦澤委員、飯生(良)委員、宍倉委員、瀬戸川委員
高橋委員、山本委員、飯生(喜)委員、木村委員、佐々木委員、
関根委員、布施委員、安部委員、疋田委員

5. 議題

- (1) 習志野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全に関する方針の変更について(諮問)
- (2) 習志野都市計画区域区分の変更について(諮問)

6. 報告事項

- (1) 生産緑地地区の変更について
- (2) 四市第2斎場について

7. 会議録(要約)

福島部長:第2回都市計画審議会を始めたいと思います。それでは山本会長、進行をよろしくお願いします。

山本会長:それでは進めます。本日、15名中14名に出席をいただいておりますので、本審議会が成立していることを報告します。

次に、議事録の署名委員です。本日は飯生喜正委員と木村委員にお願いします。

次に次第の2、会議の公開についてですが、本日は傍聴人がいらっしゃらないので、省略させていただきます。

それでは事務局から、資料の確認をお願いします。

事務局より資料確認

山本会長:本日の議題は、諮問案件が2件。報告事項は2件です。

それでは、本日の議題(1)習志野都市計画区域の整備、開発及び保全の

方針の変更について、(2)習志野都市計画区域区分の変更についてです。本諮問案件 2 件は関連性が相互に非常に強いということですので、一括して説明をいただき、審議も一括審議ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一 同:異議なし。

山本会長:それでは説明をお願いします。

事務局:諮問第1号、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針については、都市計画法第6条の2の規定に基づき定めるものです。また、諮問第2号の区域区分は、都市計画法第7条の規定に基づき定めるものです。両案とも千葉県が都市計画決定するものです。来月12月21日に千葉県の都市計画審議会において最終的な審議がなされることから、県より本市に意見照会がありましたので、本審議会に諮問したものです。

議題(1) 習志野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全に関する方針の変更について

議題(2) 習志野都市計画区域区分の変更について

(事務局より資料に基づき説明)

両案件とも本日の諮問に先立ち、都市計画法の規定に基づき10月6日から2週間、本市及び千葉県都市計画課の窓口におきまして、案の縦覧を実施しました。その結果、縦覧者は1名。意見書の提出はありませんでした。審議の程、よろしくをお願いします。

山本会長:何か質問等ありましたら、お受けします。

では、資料1千葉県決定の人口フレームが資料2、資料3と数字が違うように思うのですが、これはどういった違いなのでしょう。

事務局:確認させてください。

山本会長:確認いただいて然るべく整合性を取っていただくようお願いします。

他に質問等ありましたら、お願いします。質問等がないようですので、採決に移ります。本諮問案件について一括審議とさせていただきましたが、採決も議案(1)、議案(2)、まとめて採決を取らせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

一 同:異議なし。

山本会長:それでは、諮問案件(1)習志野都市計画区域の整備、開発、保全の方針の変更及び、(2)習志野都市計画区域区分の変更について、原案のとおり決することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

《全員挙手》

山本会長:全員賛成ということで、原案どおり可決されました。

それでは次に次第の 4、報告事項として(1)生産緑地地区の変更について、事務局から説明をお願いします。

報告事項(1) 生産緑地地区の変更について

(事務局より資料に基づき説明)

山本会長:正式な都市計画審議会への付議は、来年ということで、本日は、事前の報告ということで何か質問等ありましたら、お受けします。

瀬戸川委員:去年、やはり生産緑地地区の変更の案件があり、できれば市などで買い取って公園にというお話でした。その時に、「今まで公園にした案件はあるのですか」と言ったらゼロでした。今回も買い取りしないという内容になっていますが、この方針は全く変わらないのでしょうか。

事務局:確かに買い取りができれば非常によろしいかと思いますが、財政上のことが大きい要因かと思います。これまで買い取った事例が2例ほどありますが、公園という形での買い取り実績はないということが実態であります。

山本会長:他にいかがでしょうか。特にないようですので、次に移ります。四市第2斎場については、これまで審議会においても、大変貴重な意見を各委員さんから出していただきました。本日、その後の経緯等も含めて事務局から、説明をしていただきたいと思います。

報告事項(2) 四市第2斎場について

(事務局より資料に基づき説明)

山本会長:何か質問等があればお受けします。

安部委員:「住宅地等からの距離」という「等」というのは、どんなものが入っているのか教えていただければと思います。

事務局:技術基準となる県が示している手引きには、住宅等からの距離の「等」についての具体的な土地利用は示されていません。今後、県と協議を進めていく中で具体的に「等」について確認をしていきたいと考えています。

高橋委員:「幹線道路に接しない」ということですが、どういった所を幹線道路と言うのでしょうか。

事務局: 県道 15 号が幹線道路ということになるかと思えます。

疋田委員: 現在、決められている衛生処理場とごみ処理場の廃止には変更ないですよな。

事務局: 廃止ということで聞いています。

疋田委員: やはり必要であったというふうにならないように、将来の見通しを踏まえて、データの整理をしていただいて、火葬場の決定の案件と同時に廃止の事案を提出してもらいたいと思えます。

事務局: 将来の見通しを据えまして、廃止が妥当であるという説明をさせていただきたいと思えます。

山本会長: 他にいかがでしょうか。

穴倉委員: 現在使っている馬込斎場は、改修して第 1 斎場として残すのかどうかを確認したいと思えます。

事務局: 継続して運営をすると伺っています。

山本会長: 特に改修等が予定されているということはないのですか。

事務局: 老朽化に伴う改修を踏まえて、継続的に運営すると伺っています。

疋田委員: 習志野市としては、四市複合事務組合が設計をするとき、緑地面積をどの程度確保しなさいと言われていたのですか。

事務局: 手引きからの緑地面積の確保というところで、敷地面積に対して、概ね 25 パーセント以上が技術基準で示されています。

疋田委員: 例えば 3 割を取るようになるなど、そういうことは市として考えていないのですか。ちなみに、埋め立ての工業系の中の工場等における緑化率は、どのような指導をされているのですか。

事務局: 工場等につきましては、20 パーセント以上です。

山本会長: 先程の公園緑地面積を増やしたいという話と関連付けて、もう少し増やす予定が可能なかどうかという、そういった意味合いも含めての質問だと思います。

事務局: 具体的に、市からの緑地面積の要求がどの程度であるかは、今、事務局では確認していません。

疋田委員: 他の市町村ですと大体、内陸部の山の中にあり、大変緑化が図られているということですが、千葉県内の臨海部で火葬場は初めてだと思いますので、可能な限り緑化率は上げたかどうかと思えます。四市複合組合に、市から要望はできないものかという趣旨で質問をさせていただきました。

山本会長:いわゆる火葬場というものは、一般的には迷惑施設として捉えられがちですが、そうではなく市民にとって集まれるような場所、近隣の墓地とある程度関連付けて公園緑化のことも考えていただければということが、一委員としての希望です。

安部委員:将来的に、ごみ処理というものが起こる可能性がありますので、今、与えられた2万5,000㎡の中でうまく緑地を取っていくことを考えながら、設計して欲しいということは、ぜひ付け加えておいていただければと思います。

山本会長:いろいろなアイデア、将来イメージをお持ちだと思いますから、折に触れて事務局に早めに意見等をお出しいただければと思います。更にこういう問題は役所内で各部局横断的に意見交換をお願いできればと考えています。

木村委員:都市計画決定のスケジュールについて伺いたいのですが、この計画がスムーズに進んだとして、工事の着工はいつ頃になるのでしょうか。

事務局:四市複合事務組合が示しているスケジュールは、建築本體工事の着手は、平成29年4月に契約業務を行うという予定になっていますので、その後、工事の着手を予定しているということです。

山本会長:竣工予定は、30年か31年ですか。

事務局:供用開始は平成31年の秋口。この辺が供用開始の時期だと伺っています。

山本会長:他にいかがでしょうか。この件については、これで閉じさせていただきます。その他として何かありますか。

疋田委員:その後、新習志野の地区計画は、どのように。

山本会長:地区計画の進捗状況についてですね。

事務局:今、都再用地の問い合わせも結構来ていますので、我々としても早めに対応をしたいということで、検討を進めているところです。

山本会長:折に触れて、報告いただければと思っています。それでは、本日の会議次第は全て終了しましたので、第2回習志野市都市計画審議会をこれで終了とさせていただきます。

8. 所管課名

都市整備部 都市計画課

電話番号 047-451-1151(内線)273